

# がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

市街化区域内のがけ地の崩壊等により、生命に危険を及ぼすおそれのある区域にお住いの方の市内転居をお手伝いします。



？ どのような場所から引越すと補助してもらえるの



土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、神奈川県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある自宅（ご自身が個人として所有している木造または軽量鉄骨造の家屋）から転居する際、引越しに要する費用と今まで住んでいた家屋の解体費用を補助します。

？ どこへ引越してもいいの



逗子市内のレッドゾーン以外の場所への移転が対象です。土砂災害の恐れのない安全な場所への移転を勧めることが目的なので、移転先が持家や戸建てであることは要件ではなく、賃貸物件でも構いません。

？ どのくらい補助してもらえるの

引越し代 97万5千円、解体費用 330万円（33千円/㎡、延床面積100㎡まで）を上限とします。

例えば、引越し代が100万円、100㎡の木造家屋の解体費用が400万円の場合は、

	市補助額	自己負担額
引越し代	975,000円	25,000円
解体費用	(33,000円×100㎡=) 3,300,000円	700,000円



となり、全体で500万円のうち、市が427万5千円、総費用の85.5%が補助されることとなります。

問い合わせ

逗子市環境都市部まちづくり景観課

電話 046-873-1111(代) e-mail:machi@city.zushi.lg.jp